

# 未来を **楽しむ** 終身保険

通貨選択型変額終身保険(積立利率更改型定額部分付)



**ご契約の検討・お申し込みの際は、  
「ご契約のしおり/約款」および「特別勘定のしおり」も  
あわせてご覧ください。**

## 募集代理店(三菱UFJ銀行)からのご説明事項

- 「未来を楽しむ終身保険」にご契約いただくか否かが、三菱UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことは一切ありません。
- 「未来を楽しむ終身保険」は、**マンユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。**
- 三菱UFJ銀行は、「未来を楽しむ終身保険」の引受保険会社であるマンユライフ生命の支払能力を保証するものではありません。
- 法令により、銀行が保険募集を行う際には、「構成員契約規制」の対象となるお客さまへの募集について規制があります。  
三菱UFJ銀行では、法令を遵守し公正な保険募集を行うために、お客さまのお勤め先等について、あらかじめお客さまからお伺いし、万一「規制に該当しないこと」が確認できない場合には保険募集をしませんのでご了承ください。

## くわしくは、変額保険販売資格をもつ募集人にご相談ください

三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)はお客さまとマンユライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申し込みに対してマンユライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

また、この保険は、保険販売資格をもつ募集人のうち、生命保険協会にて別途定められた規定に基づき変額保険販売資格を登録した募集人のみ取り扱いを行うことができます。

なお、お客さまが募集人の権限等および変額保険販売資格に関して確認をご希望される場合は、ご遠慮なくマンユライフ生命の投資型商品カスタマーセンターまでご連絡ください。

(お問い合わせ、ご照会は)

募集代理店



株式会社 三菱UFJ銀行

三菱UFJ銀行コールセンター【保険】

**0120-860-777**

月～金曜日 9:00～17:00 (祝日・12/31～1/3等を除く)

<https://www.bk.mufg.jp>

2019年5月現在 (No.05831)

(契約後のご照会は)

引受保険会社

**マンユライフ生命保険株式会社**

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー30階

ホームページ：[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)

投資型商品カスタマーセンター

**0120-925-008** 受付時間：月～金曜日 9時～17時  
祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます。

MLJ(STDG)19020248-299383

## 契約前に十分にお読みください

### 契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

この書面は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。

**契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。**



**この商品はマンユライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。  
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。**

- 特別勘定の運用実績や解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じることがあります。
- 契約通貨建てで最低保証されている金額が、為替レートの変動により、円建てでは元本割れする可能性があります。

募集代理店

引受保険会社

**MUFG** 株式会社 三菱UFJ銀行

**Manulife**  
マンユライフ生命

この保険の引受保険会社はマンユライフ生命保険株式会社です。株式会社三菱UFJ銀行はマンユライフ生命保険株式会社の募集代理店です。

# 未来を楽しむ 終身保険

「未来を楽しむ終身保険」は、外貨(米ドル・豪ドル)建てで運用す  
お客様のニーズにあわせて2つの

\*1 定額部分とは、積立利率適用期間満了日の積立金額が、契約日  
\*2 変額部分とは、特別勘定で運用し、積立金額が、その特別勘定の

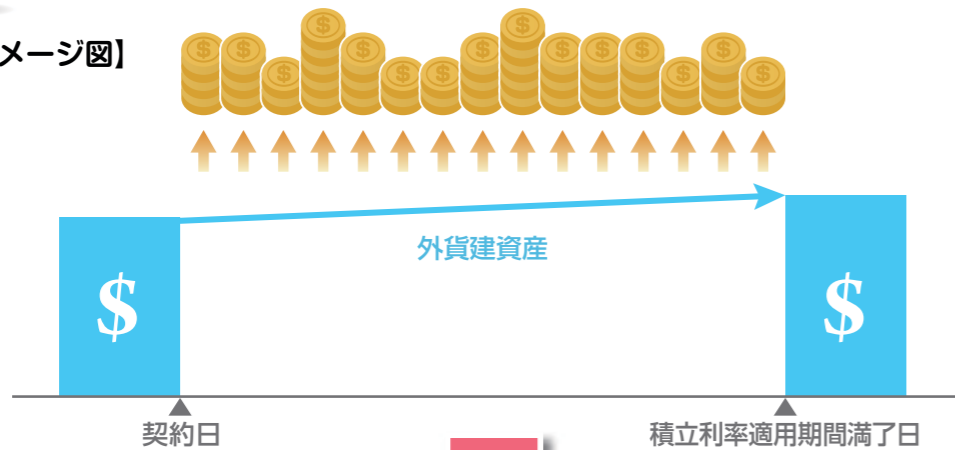
お払い込みいただいた保険料を定額部分<sup>\*1</sup>と変額部分<sup>\*2</sup>に分け、  
る一時払終身保険です。  
タイプから選択いただけます。

または積立利率更改日の積立利率に基づいて確定する部分です。  
運用実績により増減する部分です。

CHOICE  
1

外貨建てで運用してふえた分を、自分のためにつきたい。  
さらに万一の場合の保障も確保したい。

【イメージ図】



## 定期引出タイプ

- 変額部分(特別勘定)の運用成果に応じた定期引出金(契約通貨建て)を毎年お支払いします。
  - 最初の積立利率適用期間満了日(契約日から15年後)の定額部分の積立金額は、定期引出金とは別に、一時払保険料(契約通貨建て)の105%を最低保証します。
  - 万一の場合の死亡保険金は、基本保険金額<sup>\*3</sup>(契約通貨建て)の100%を最低保証します。
- \*3 基本保険金額は、死亡保険金をお支払いする際に基準となる金額で一時払保険料と同額になります。

投資環境により、定期引出金は大きく変動(増減)するため、運用実績によっては、定期引出金が受け取れない  
こともあります。変額部分の積立金がなくなった場合、当該積立利率適用期間満了日まで定期引出金はありません。

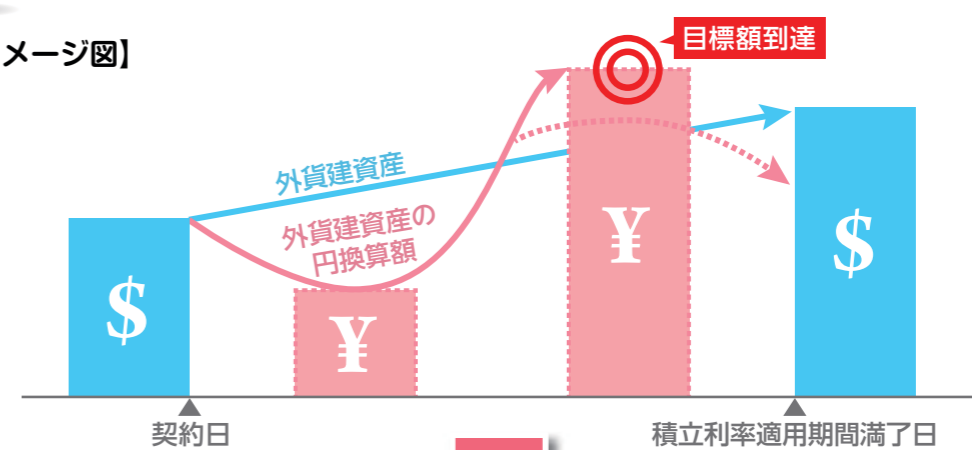


最初の積立利率適用期間満了日の積立金額および死亡保険金は、契約通貨建てで最低保証  
の円換算額を下回り、元本割れする可能性があります。

CHOICE  
2

外貨建てで運用し、円建てでの資産がふえたときに運用成果を  
確保したい。さらに万一の場合の保障も確保したい。

【イメージ図】



## ターゲットタイプ

- 契約日から1年経過後の契約応当日以降に、解約返戻金額の円換算額が円建ての目標額に  
到達した場合、自動的に運用成果を確保し、円建ての終身保険へ移行します。
  - 最初の積立利率適用期間満了日(契約日から10年後または15年後)の定額部分の積立金額  
は、一時払保険料(契約通貨建て)の100%または110%を最低保証します。
  - 万一の場合の死亡保険金は、基本保険金額<sup>\*3</sup>(契約通貨建て)の100%を最低保証します。
- \*3 基本保険金額は、死亡保険金をお支払いする際に基準となる金額で一時払保険料と同額になります。

されています。そのため、円に換算した場合、為替レートによってはお払い込みいただいた金額

### この保険にかかわるリスクと費用について



- 株価や債券価格の下落等による損失のおそれがあります。  
株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額や解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 金利変動による損失のおそれがあります。  
市場価格調整を行うため、金利変動により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあります。
- 為替変動による損失のおそれがあります。  
保険料の払込通貨で換算した死亡保険金額等が、為替変動により、お払い込みいただいた金額を下回ることがあります。

- この保険にはご負担いただく費用があります。  
この保険にかかる費用は、保険関係費(定額部分の保険関係費および変額部分の保険関係費)および運用関係費の合計  
額になります。そのほか、解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの解約には解約控除が  
かかります。また、外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。  
[くわしくは、P.27~P.29「この保険にかかる費用は次の通りです」(注意喚起情報)をご覧ください。]

# 定期引出タイプ

大切な資産を外貨建てで運用しながら自分のためにつかいたい。

契約通貨を右記のいずれかから選択いただきます。積立利率適用期間、一時払保険料最低保証割合はあらかじめ決められています。一時払保険料を定額部分と変額部分にわけて運用します。

契約通貨	積立利率適用期間	一時払保険料最低保証割合*1
 米ドル  豪ドル	15年	105%最低保証

\*1 積立利率適用期間満了日における一時払保険料に対する積立金額の最低保証割合のことです。

## POINT 1

変額部分(特別勘定)の運用成果に応じた定期引出金(契約通貨建て)を受け取れます。

- 契約日の1年経過後の契約応当日以降、被保険者が生存されている限り、変額部分の積立金から運用実績に応じた定期引出金を毎年受け取ることができます。

## POINT 2

最初の積立利率適用期間満了日(契約日から15年後)の積立金額を最低保証\*2します。

- 積立利率適用期間が満了した場合の定額部分の積立金額は、定期引出金とは別に、一時払保険料(契約通貨建て)の105%を最低保証\*2します。

### 【積立利率適用期間満了時の取り扱い】

- 積立利率適用期間満了日の積立金額は、積立利率更改日の積立利率と一時払保険料最低保証割合に基づき、定額部分と変額部分に再度わけて、運用を継続します。

※積立利率更改日前にマニュアル生命の定める取扱範囲で、次に到来する積立利率適用期間に適用する一時払保険料最低保証割合を契約者に再指定いただきます。ただし、積立利率更改後の積立利率適用期間満了日における一時払保険料に対する積立金額の最低保証割合は、105%を下回りません。

- 積立利率適用期間満了日に、積立金の全額払出を選択できます。解約控除、市場価格調整は適用されません。

※積立金の全額払出を行った場合、ご契約は消滅します。

## POINT 3

万一の場合の死亡保障が一生続きます。

- 死亡保険金は、運用成果にかかわらず基本保険金額(契約通貨建て)の100%を最低保証\*2します。

※定期引出金の受け取りに関係なく、死亡保険金は、基本保険金額の100%が最低保証されます。

[くわしくは、P.23 ⑤ 保障内容(契約概要)をご覧ください。]

\*2 P.1~P.2、P.7の「ご注意」およびP.15~P.17「この保険のしくみと特徴」(契約概要)で、「最低保証」についての注意点を確認ください。

### 【イメージ図】

#### 【定期引出金のお支払いの例】

- 契約日から1年経過後の契約応当日前日の変額部分の積立金額が22,500豪ドルの場合

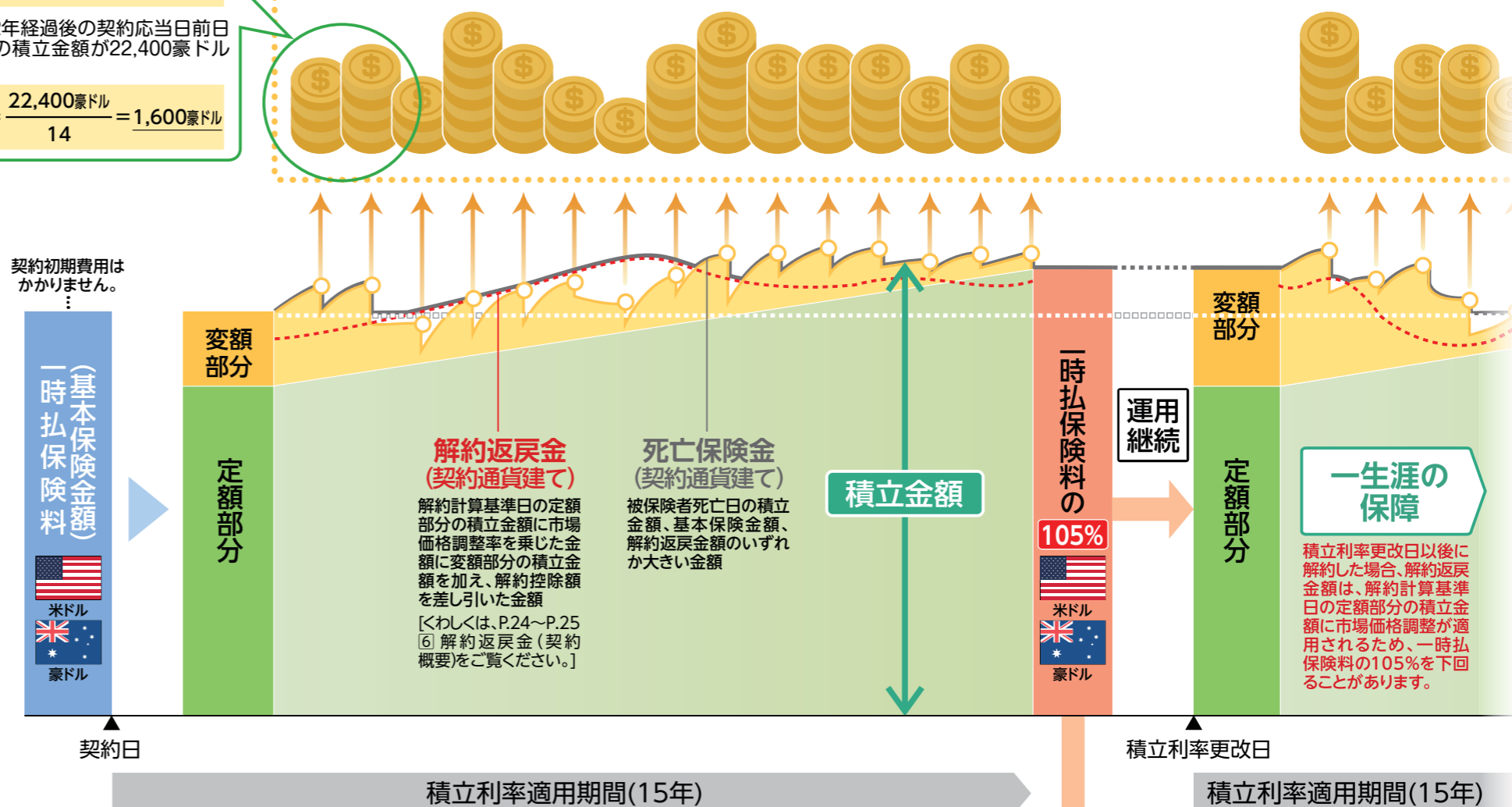
$$\text{1回目の定期引出金額} = \frac{22,500 \text{豪ドル}}{15} = 1,500 \text{豪ドル}$$

- 契約日から2年経過後の契約応当日前日の変額部分の積立金額が22,400豪ドルの場合

$$\text{2回目の定期引出金額} = \frac{22,400 \text{豪ドル}}{14} = 1,600 \text{豪ドル}$$

$$\text{定期引出金額} = \frac{\text{定期引出金支払日前日の変額部分の積立金額}}{(\text{定期引出金支払日}^*3 \text{から積立利率適用期間満了日までの年数} + 1)}$$

\*3 定期引出金支払日は、契約日の1年経過後以降の毎年の年単位の契約応当日です。



- 投資環境により、定期引出金は大きく受け取れないこともあります。変額期間満了日まで定期引出金はありま
  - この保険には、お客さまにご負担した金利の変動等によって損失が生じるおにかかる費用は次の通りです[このください。
- 変動(増減)するため、運用実績によっては、定期引出金部分の積立金がなくなった場合、当該積立利率適用せん。
- だく費用があります。また、株価・債券価格・為替・市場それがあります。くわしくは、P.27~P.30の「この保険にはリスクがあります」(注意喚起情報)をご確認ください。



契約日は、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日です。積立利率更改日は、契約日から積立利率適用期間ごとの契約応当日です。一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を契約日から契約日を含めて8日目末に特別勘定に繰り入れます。

※上図は将来の積立金額や解約返戻金額等を保証するものではありません。

# ターゲットタイプ

大切な資産を外貨建てで ふやしたい。ふえた運用成果を円建てで確保したい。

契約通貨、積立利率適用期間および一時払保険料最低保証割合を、契約時に右記のいずれかから選択いただきます。一時払保険料を定額部分と変額部分にわけて運用します。

契約通貨		積立利率適用期間	一時払保険料最低保証割合 <sup>*1</sup>	
 米ドル	 豪ドル	10年	100%最低保証	
		15年	100%最低保証	110%最低保証

<sup>\*1</sup> 積立利率適用期間満了日における一時払保険料に対する積立金額の最低保証割合のことです。

## POINT 1

### 契約日の1年経過後から、目標額に到達した場合、運用成果を確保します。

- 契約時に次のいずれかの目標値を選択いただくことで、円建ての目標額を設定します。

※契約時に目標値を必ず選択いただきます。なお、円建終身保険への移行日前は、目標値を変更することにより目標額を変更できます。

**110% 120% 130% 140% 150% 200%**

$$\text{目標額} = \text{円換算一時払保険料}^{*2} \times \text{目標値}$$

\*2 保険料の払込通貨で払い込まれた金額(保険料の払込通貨と契約通貨が同じ場合は一時払保険料)に、マニライフ生命が受領した日におけるマニライフ生命所定の為替レートを乗じた金額となります。

- 契約日の1年経過後以降、解約返戻金額の円換算額が目標額に到達したかをマニライフ生命が毎日判定します。  
※判定は、マニライフ生命が指定する金融機関の営業日に行います。
- 解約返戻金額の円換算額が目標額に到達した場合、到達日の翌日を移行日として自動的に円建終身保険へ移行します。

**⚠️ 注意** 契約日から1年以内は目標額に到達しても、円建終身保険へは移行しません。

## POINT 2

### 最初の積立利率適用期間満了日(契約日から10年後または15年後)の積立金額を最低保証<sup>\*3</sup>します。

- 目標額に到達せず、積立利率適用期間が満了した場合、定額部分の積立金額は、一時払保険料(契約通貨建て)の**100%**または**110%**を最低保証<sup>\*3</sup>します。

#### 【積立利率適用期間満了時の取り扱い】

- 定額部分の積立金は、積立利率更改日以降、積立利率更改日に適用される積立利率で運用を継続します。変額部分の積立金は、積立利率更改日以降も、特別勘定で運用を継続し、引き続き目標額への到達を目指します。  
※積立利率更改時に定額部分と変額部分の積立金の再配分は行いません。
- 積立利率適用期間満了日に、積立金の全額払出を選択できます。解約控除、市場価格調整は適用されません。  
※積立金の全額払出を行った場合、ご契約は消滅します。

## POINT 3

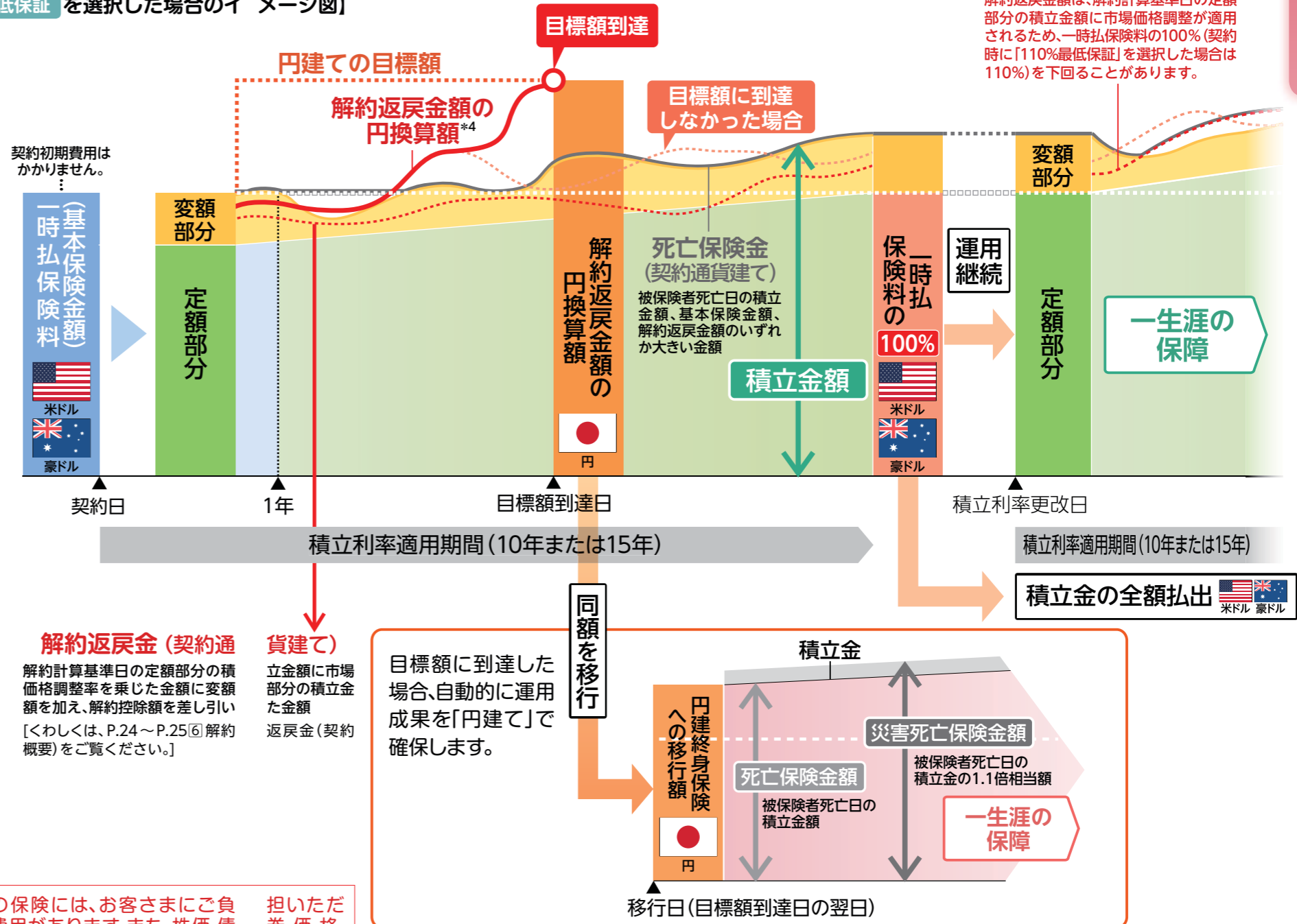
### 万一の場合の死亡保障が一生続きます。

- 死亡保険金は、運用成果にかかわらず基本保険金額(契約通貨建て)の**100%**を最低保証<sup>\*3</sup>します。

[くわしくは、P.23 ⑤ 保障内容(契約概要)をご覧ください。]

\*3 P.1 ~ P.2、P.7の「ご注意」およびP.15 ~ P.17の「この保険のしくみと特徴」(契約概要)で、「最低保証」についての注意点をご確認ください。

### 【100%最低保証を選択した場合のイメージ図】



**⚠️ 注意**

この保険には、お客さまにご負担いただく費用があります。また、株価・債券価格・市場金利の変動等によっておそれがあります。くわしくは、P.27の「この保険にかかる費用」(注意喚起情報)をご覧ください。

死亡保険金は、運用成果にかかわらず基本保険金額(契約通貨建て)の100%を最低保証します。くわしくは、P.23 ⑤ 保障内容(契約概要)をご覧ください。

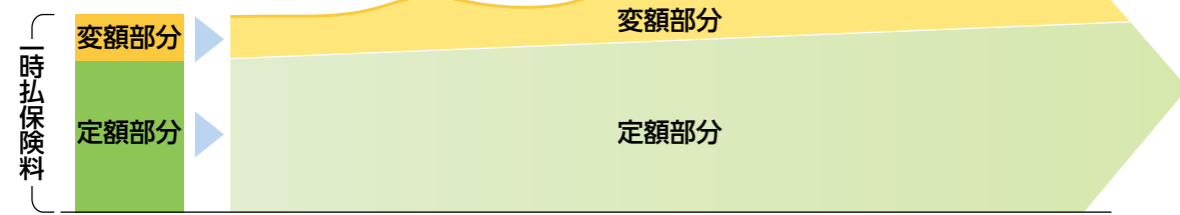
積立利率更改日以後に解約した場合、解約返戻金額は、解約計算基準日の定額部分の積立金額に市場価格調整が適用されるため、一時払保険料の100%(契約時に「110%最低保証」を選択した場合は110%)を下回ることがあります。

契約日は、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した日です。積立利率更改日は、契約日から積立利率適用期間ごとの契約応当日です。一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を契約日から契約日を含めて8日目末に特別勘定に繰り入れます。

\*4 解約返戻金額に対して、マニライフ生命の定める為替レートをを用いて計算した金額  
※上図は将来の積立金額や解約返戻金額等を保証するものではありません。

# 定額部分と変額部分のしくみ

【イメージ図】



## 定額部分

定額部分のみで、最初の積立利率適用期間満了日の積立金額は、契約通貨建てで一時払保険料の100%、105%、110%を最低保証します。

契約日に適用される積立利率で運用するので、最初の積立利率適用期間満了日（契約日から10年後または15年後）の定額部分の積立金額が契約時に確定します。



最初の積立利率適用期間満了日の積立金額および死亡保険金は、契約通貨建てで最低保証されています。そのため、円に換算した場合、為替レートによってはお払い込みいただいた金額の円換算額を下回り、元本割れする可能性があります。

## 積立利率

- 原則として、毎月2回（1日と16日）設定されます。また、積立利率適用期間ごとに積立利率は更改されます。
- 契約通貨ごとの指標金利に基づき、マニュアル生命が定めた利率から、定額部分の保険関係費を差し引いた利率です。定額部分の保険関係費とは、保険契約の締結・維持に必要な費用および死亡保険金の最低保証のための費用です。
- 積立利率は、年0.05%が最低保証されます。



積立利率とは、一時払保険料を変額部分の積立金と定額部分の積立金に分けたうちの、定額部分の積立金に適用される利率をいいます。定額部分の積立金が積立利率で運用されます。また、積立利率は積立利率適用期間が満了するたびに更改されます。したがって、積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りではありません。

## 変額部分

特別勘定で運用し、定額部分に上乗せした運用成果を期待できます。

	🇺🇸 米ドル建て	🇬🇧 豪ドル建て
特別勘定の名称	世界バランス I 型 (米ドル)	世界バランス I 型 (豪ドル)
主な投資対象となる指数連動債券	ダイナミックベータ戦略連動債券 (米ドル) (適格機関投資家専用)	ダイナミックベータ戦略連動債券 (豪ドル) (適格機関投資家専用)

- 特別勘定の主な投資対象となる指数連動債券は、「基本ポートフォリオ」で運用します。「基本ポートフォリオ」の資産は、原則「株式ポートフォリオ」と「資産分散ポートフォリオ」のいずれかに配分されます。
- 「基本ポートフォリオ」において、株式投資の魅力度に応じ、あらかじめ定められた運用ルールに基づき、「株式ポートフォリオ」と「資産分散ポートフォリオ」を切り替えながら運用を行います。
- 株式投資の魅力度は、米国株式(S&P500)の予想変動率と日米欧株式の所定の期間の利益率に基づいて算出される「トレンド指標」で、日々評価されます。この値が一定以上の場合「株式ポートフォリオ」に配分し、それ以外の場合には「資産分散ポートフォリオ」に配分します。
- 基本ポートフォリオの配分の切り替えは、10営業日に分割して行います。
- 【株式ポートフォリオ】日本・米国・欧州の株式市場に1/3ずつ均等に配分して運用します（「日経平均株価指数」、「S&P500種株価指数」、「ユーロ・ストック50指数」の株式先物指数を使用します）。
- 【資産分散ポートフォリオ】市場の混乱時等、リスク回避志向が高まる環境下で選好される傾向のある資産として、先進国国債、金・銀、資源国通貨等の資産を対象とし、分散したポートフォリオを構築します。
- 基本ポートフォリオは、レバレッジ取引（最大約3倍）を活用して運用を行います。

「レバレッジ」とは「てこ」という意味です。「てこ」の作用になぞらえて、少額の資金で何倍かのリターンを期待できる効果をレバレッジ効果といいます。



【運用のイメージ図】

## 基本ポートフォリオ

### 株式ポートフォリオ

日本株式  
米国株式  
欧州株式

1/3ずつ均等に配分する運用

POINT  
株式相場好調時の  
“ふやす”チャンスが期待できます。

毎日かつ自動的に切り替え

株式投資の魅力度に応じて、「株式運用」「資産分散運用」へ配分を切り替える事で収益獲得を目指します。

### 資産分散ポートフォリオ

先進国国債  
金・銀  
資源国通貨等

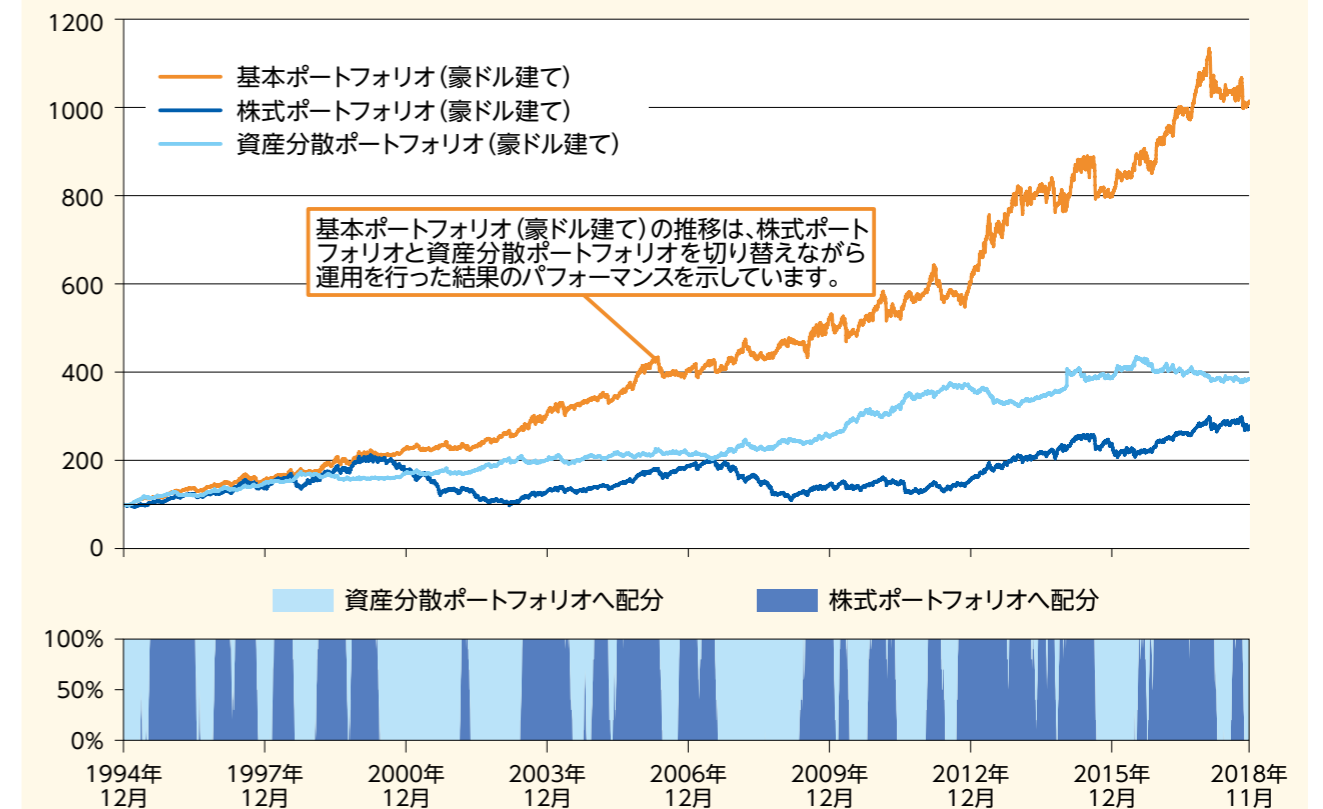
それぞれのトレンドに合わせて配分する運用

POINT  
株式相場不調時でも  
“安定的なリターン”を目指します。

資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

【ご参考データ 特別勘定における各ポートフォリオの推移と配分割合の推移】

■下記のデータは、1994年12月末を100として2018年11月まで運用したと仮定した場合における過去の各ポートフォリオの推移とその配分割合の推移を示しています。



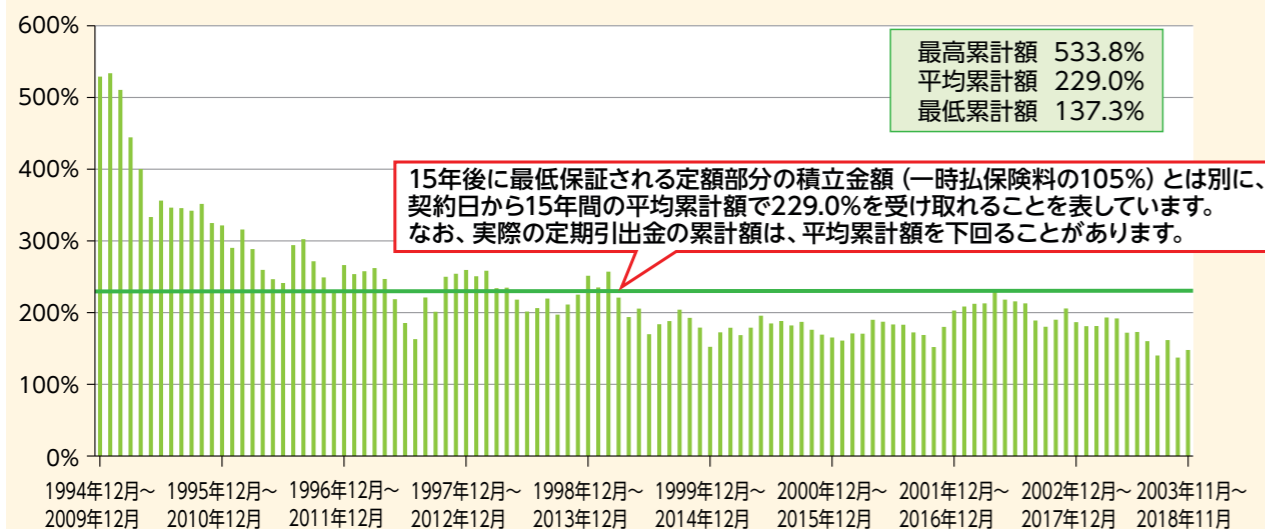
上記のデータは、あくまで仮定の数値であり、「未来を楽しむ終身保険」の運用実績を示すものではありません。また、表示されたデータの確実性を保証するものではなく、将来において同様の数値を示すことを保証、示唆するものではありません。当特別勘定の運用実績については、P.14をご覧ください。

前提条件	積立利率	米ドル:年2.30% 豪ドル:年1.90%
	一時払保険料の定額部分と変額部分の割合	契約時の積立利率を上記で固定しているため、全ケースで割合は同じです(小数第2位以下を四捨五入により表示)。
	諸費用	変額部分の保険関係費と運用関係費控除後、受取時課税前
	その他	「未来を楽しむ終身保険」の「定期引出タイプ」の商品性にそって、各期間における運用開始の日の一時払保険料を100%として定期引出金の金額を試算しています。なお、「未来を楽しむ終身保険」では、額を特別勘定に繰り入れて運用を開始しますが、その期間の考慮はしていません。

【米ドル建て105%最低保証・積立利率適用期間15年】 定額部分74.7%・変額部分25.3%

●最初の積立利率適用期間(15年)の定期引出金(米ドル建て)の累計額

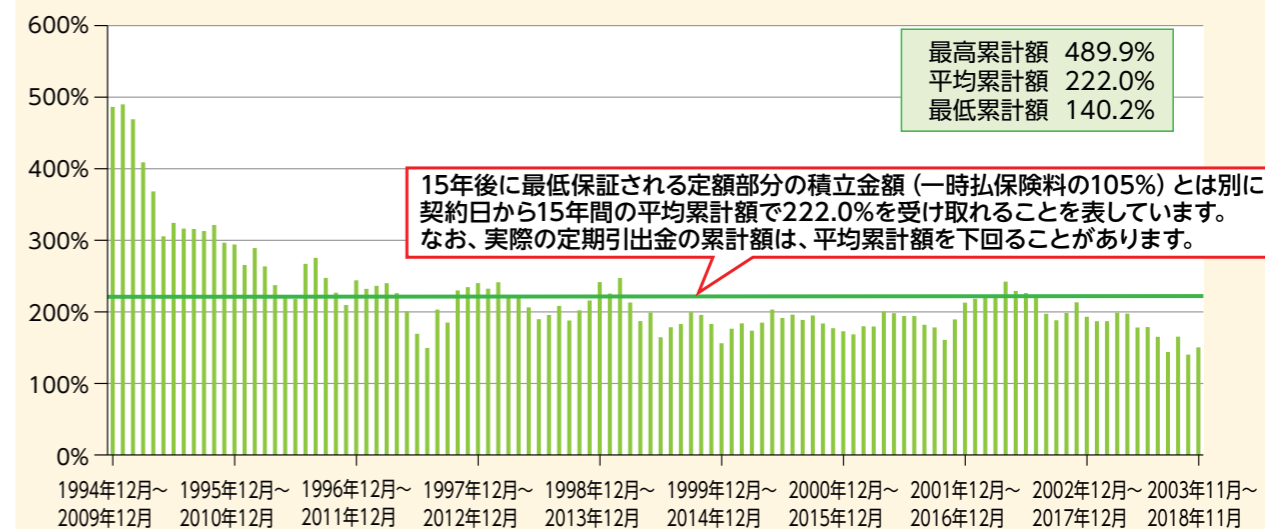
(1994年12月から2003年11月までの毎月末に運用を開始し、それぞれ15年運用した108ケース)



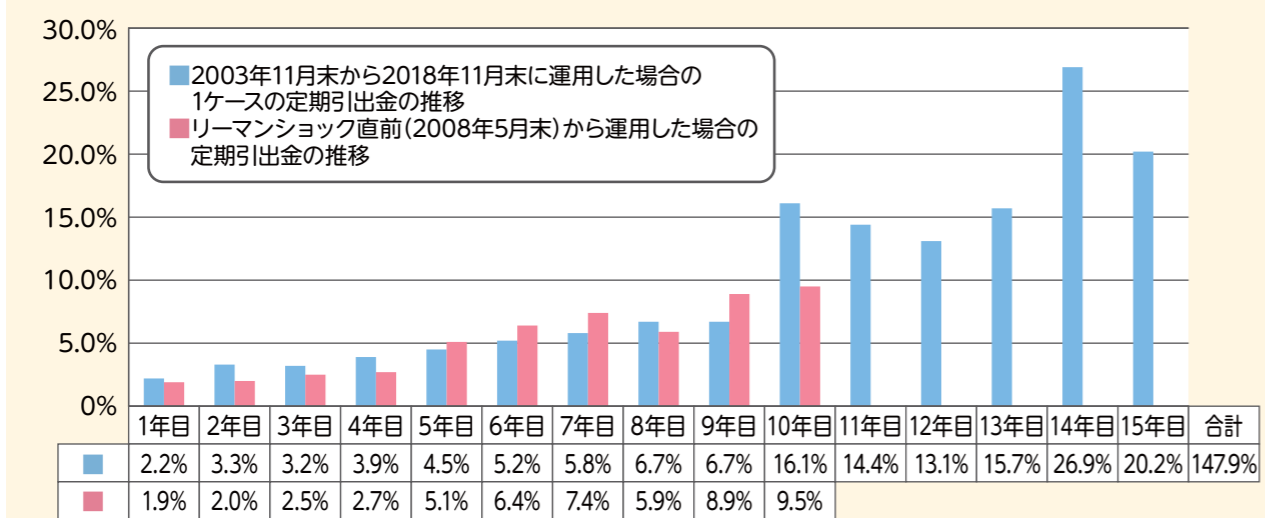
【豪ドル建て105%最低保証・積立利率適用期間15年】 定額部分79.2%・変額部分20.8%

●最初の積立利率適用期間(15年)の定期引出金(豪ドル建て)の累計額

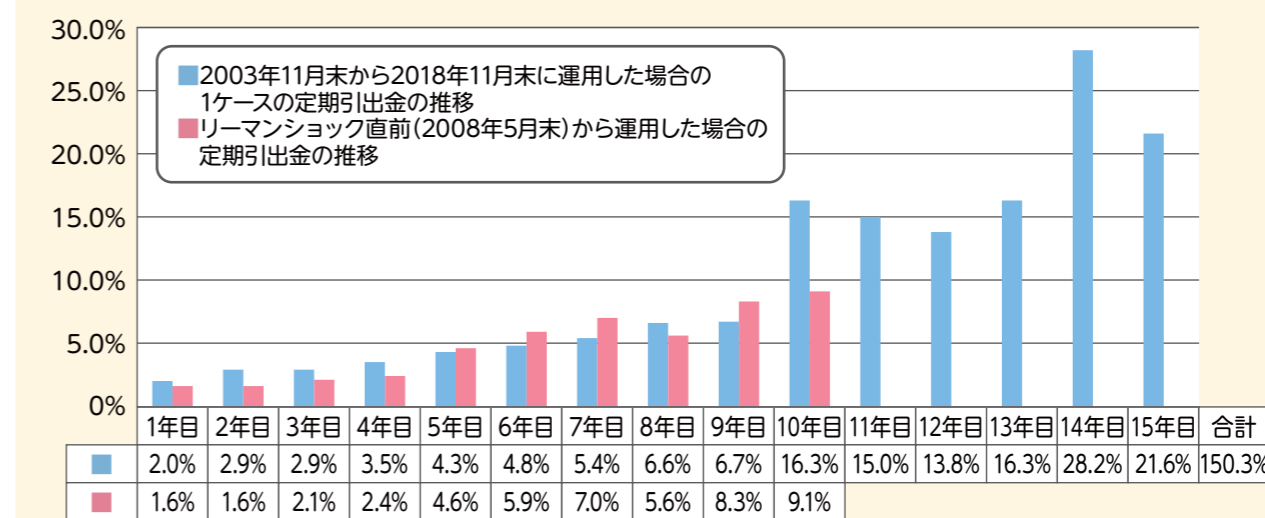
(1994年12月から2003年11月までの毎月末に運用を開始し、それぞれ15年運用した108ケース)



●「定期引出金(米ドル建て)の推移」のシミュレーション



●「定期引出金(豪ドル建て)の推移」のシミュレーション



●投資環境により、定期引出金は大きく変動(増減)するため、運用実績によっては、定期引出金を受け取れないこともあります。変額部分の積立金がなくなった場合、当該積立利率適用期間満了日まで定期引出金はありません。また、表示されたデータの確実性を保証するものではなく、将来において同様の数値を示すことを保証、示唆するものではありません。なお、取引にかかる費用や税金は考慮していません。

●投資環境により、定期引出金は大きく変動(増減)するため、運用実績によっては、定期引出金を受け取れないこともあります。変額部分の積立金がなくなった場合、当該積立利率適用期間満了日まで定期引出金はありません。また、表示されたデータの確実性を保証するものではなく、将来において同様の数値を示すことを保証、示唆するものではありません。なお、取引にかかる費用や税金は考慮していません。

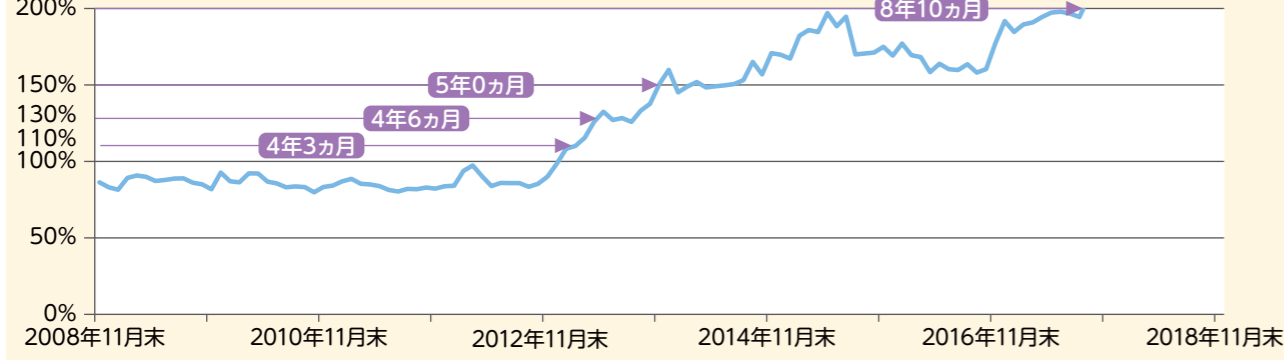
前提条件	積立利率	米ドル：(10年)年1.80%、(15年)年2.30% 豪ドル：(10年)年1.10%、(15年)年1.90%
	一時払保険料の定額部分と変額部分の割合	契約時の積立利率を上記で固定しているため、全ケースで割合は同じです(小数第2位以下を四捨五入により表示)。
	為替レート	Bloombergのデータを使用
	諸費用	変額部分の保険関係費と運用関係費控除後、受取時課税前
	その他	「未来を楽しむ終身保険」の「ターゲットタイプ」の商品性に試算しています。なお、「未来を楽しむ終身保険」では、契約日

【米ドル建て100%最低保証・積立利率適用期間10年】 定額部分83.7%・変額部分16.3%

●目標額に到達したデータ数  
1994年12月から2008年11月までの毎月末に運用を開始し、それぞれ10年運用した168ケースを集計

目標値	到達ケース数 (/168ケース)	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満
110%	168	68	29	21	18	32
120%	168	27	35	38	25	43
130%	168	17	7	33	38	73
140%	168	13	7	6	37	105
150%	164	7	7	1	22	127
200%	102	0	4	4	0	94

●解約返戻金額の円換算額と目標額到達期間のシミュレーション  
(2008年11月末から2018年11月末に運用した場合のシミュレーション)

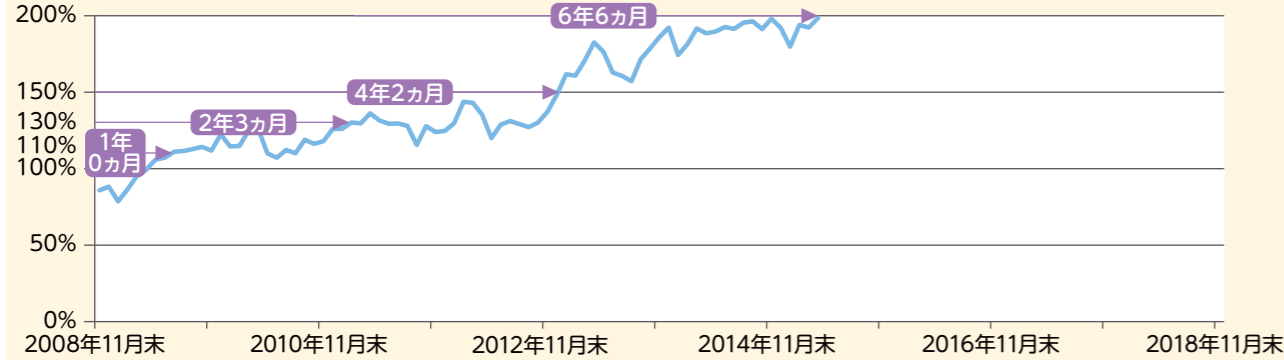


【豪ドル建て100%最低保証・積立利率適用期間10年】 定額部分89.6%・変額部分10.4%

●目標額に到達したデータ数  
1994年12月から2008年11月までの毎月末に運用を開始し、それぞれ10年運用した168ケースを集計

目標値	到達ケース数 (/168ケース)	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満
110%	168	69	23	9	17	50
120%	168	34	40	14	13	67
130%	168	10	45	23	12	78
140%	166	6	23	33	11	93
150%	164	5	5	37	11	106
200%	131	0	0	0	7	124

●解約返戻金額の円換算額と目標額到達期間のシミュレーション  
(2008年11月末から2018年11月末に運用した場合のシミュレーション)

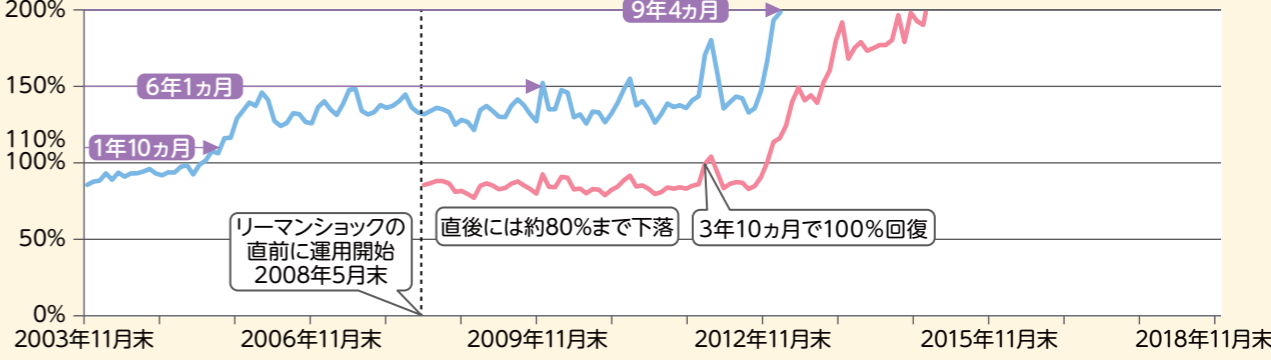


【米ドル建て100%最低保証・積立利率適用期間15年】 定額部分71.1%・変額部分28.9%

●目標額に到達したデータ数  
1994年12月から2003年11月までの毎月末に運用を開始し、それぞれ15年運用した108ケースを集計

目標値	到達ケース数 (/108ケース)	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満
110%	108	64	38	6	0	0	0
120%	108	39	40	26	3	0	0
130%	108	26	26	42	14	0	0
140%	108	19	17	44	25	3	0
150%	108	14	14	29	36	15	0
200%	108	0	11	1	11	83	2

●解約返戻金額の円換算額と目標額到達期間のシミュレーション  
(2003年11月末から2018年11月末に運用した場合のシミュレーション)

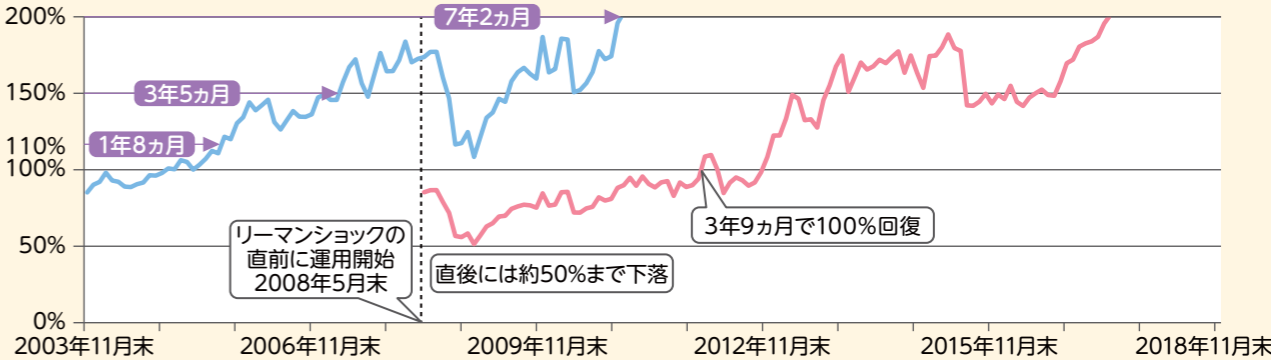


【豪ドル建て100%最低保証・積立利率適用期間15年】 定額部分75.4%・変額部分24.6%

●目標額に到達したデータ数  
1994年12月から2003年11月までの毎月末に運用を開始し、それぞれ15年運用した108ケースを集計

目標値	到達ケース数 (/108ケース)	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満
110%	108	60	13	12	13	10	0
120%	108	44	22	14	15	13	0
130%	108	37	21	15	14	21	0
140%	108	25	30	12	12	29	0
150%	108	15	34	13	14	32	0
200%	108	0	7	19	26	56	0

●解約返戻金額の円換算額と目標額到達期間のシミュレーション  
(2003年11月末から2018年11月末に運用した場合のシミュレーション)



●目標額に到達したケース数および経過年数は、実際の運用成果を表したものではありません。●上記のデータは、あくまで仮定の数値であり、「未来を楽しむ終身保険」の運用実績を示すものではありません。また、表示されたデータの確実性を保証するものではなく、将来において同様の数値を示すことを保証、示唆するものではありません。なお、取引にかかる費用や税金は考慮していません。

試算の前提条件はP.11～P.12と同じです

【米ドル建て110%最低保証・積立利率適用期間15年】

定額部分78.2%・変額部分21.8%

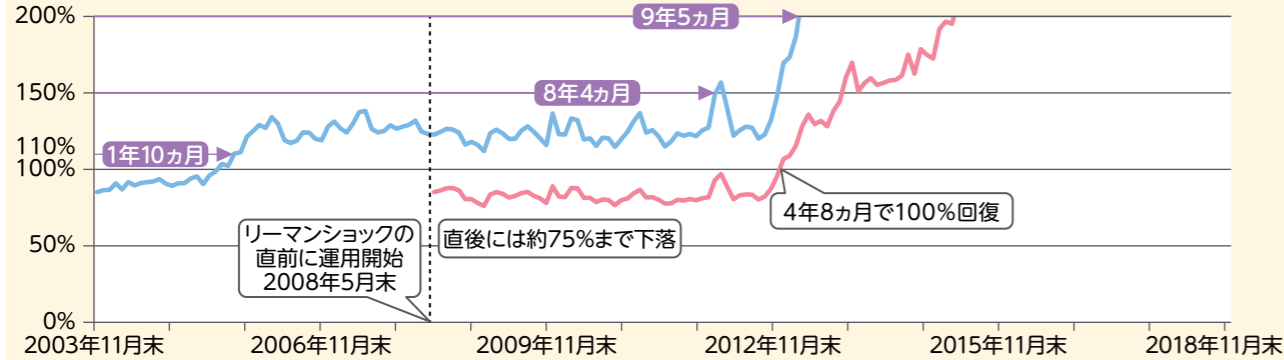
●目標額に到達したデータ数

1994年12月から2003年11月までの毎月末に運用を開始し、それぞれ15年運用した108ケースを集計

目標値	到達ケース数 (/108ケース)	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満
110%	108	55	30	21	2	0	0
120%	108	30	27	37	14	0	0
130%	108	21	15	45	20	7	0
140%	108	14	9	29	36	20	0
150%	108	12	7	10	39	40	0
200%	108	0	7	2	5	71	23

●解約返戻金額の円換算額と目標額到達期間のシミュレーション

(2003年11月末から2018年11月末に運用した場合のシミュレーション)



【豪ドル建て110%最低保証・積立利率適用期間15年】

定額部分82.9%・変額部分17.1%

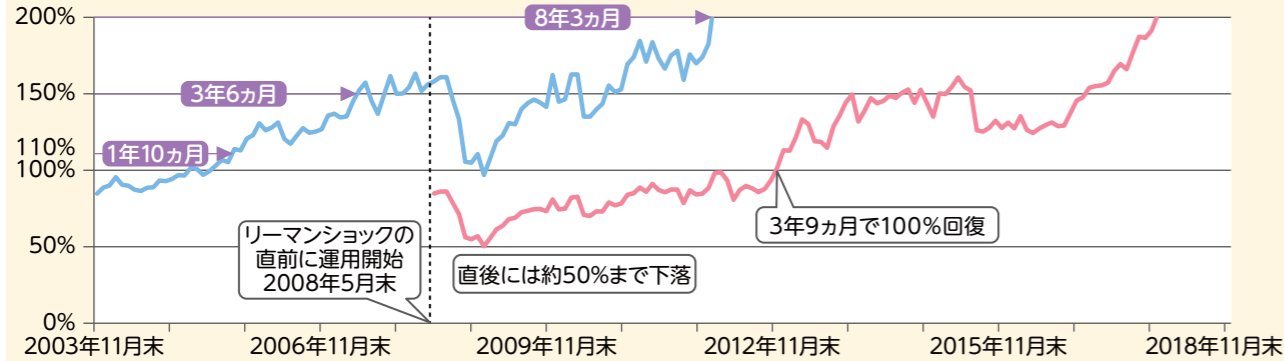
●目標額に到達したデータ数

1994年12月から2003年11月までの毎月末に運用を開始し、それぞれ15年運用した108ケースを集計

目標値	到達ケース数 (/108ケース)	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満
110%	108	52	13	15	12	16	0
120%	108	39	18	14	13	24	0
130%	108	26	29	11	11	31	0
140%	108	13	33	16	12	34	0
150%	108	7	22	28	13	38	0
200%	108	0	0	10	29	69	0

●解約返戻金額の円換算額と目標額到達期間のシミュレーション

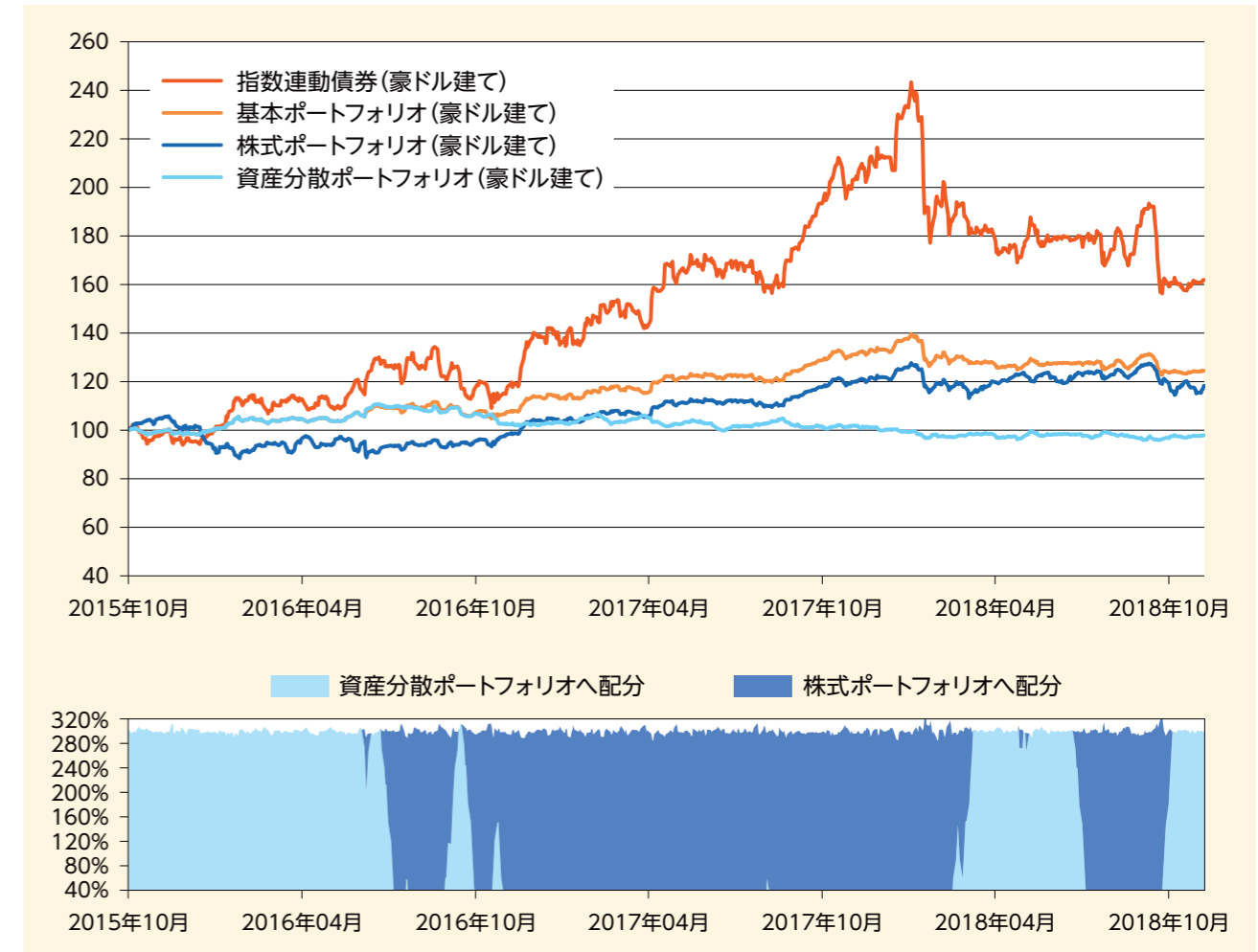
(2003年11月末から2018年11月末に運用した場合のシミュレーション)



【ご参考データ 特別勘定における各ポートフォリオの運用実績と配分割合の推移】

■下記のデータは、2015年10月を100として2018年11月まで運用した場合における過去の各ポートフォリオの運用実績の推移とその配分割合の推移を示しています。

なお、指数連動債券と配分割合は、レバレッジ取引（最大約3倍）を活用した形で表記しています。



⚠️ 上記のデータは、あくまで過去の数値であり、将来において同様の数値を示すことを保証、示唆するものではありません。



ご注意

- 目標額に到達したケース数および経過年数は、実際の運用成果を表したものではなく、確実性を保証するものではありません。
- 上記のデータは、あくまで仮定の数値であり、「未来を楽しむ終身保険」の運用実績を示すものではありません。また、表示されたデータの確実性を保証するものではなく、将来において同様の数値を示すことを保証、示唆するものではありません。なお、取引にかかる費用や税金は考慮していません。



「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。記載の支払事由や給付に関する制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由や制限事項等の詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「[ご契約のしおり/約款](#)」に記載していますのでご確認ください。

## 1 引受保険会社

商号：マニユライフ生命保険株式会社

本社所在地：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号  
東京オペラシティタワー 30階

連絡先：投資型商品カスタマーセンター TEL：0120-925-008

ホームページ：[www.manulife.co.jp](http://www.manulife.co.jp)

## 2 この保険のしくみと特徴

- この保険の名称(正式名称)は、通貨選択型変額終身保険(積立利率更改型定額部分付)です。
- この保険は、一時払保険料を積立利率により増加する定額部分の積立金と特別勘定の運用実績によって変動(増減)する変額部分の積立金に分けて運用するしくみの外貨建ての変額終身保険です。
- 被保険者が死亡された場合に、死亡保険金をお支払いします。
- 一時払保険料や保険金等の金銭の授受は、契約通貨で行います。契約通貨は、米ドルまたは豪ドルのいずれかとなります。  
※契約後に契約通貨を変更することはできません。
- 契約時に、目標額を設定し円建てでの運用成果の確保を目指す「ターゲットタイプ」または定期的に契約通貨建てで引出金を受け取る「定期引出タイプ」のいずれかを選択いただきます。「ターゲットタイプ」には「目標到達時円建終身保険移行特約」、「定期引出タイプ」には「変額部分積立金定期引出特約」があらかじめ付加されています。  
※くわしくは、[P.19](#)～[P.21](#)「[3.付加いただける主な特約](#)」をご覧ください。

- 定額部分は、契約日または積立利率更改日における積立利率を適用し、その積立利率の積立利率適用期間<sup>\*1</sup>の満了日の積立金額が契約日または積立利率更改日に確定する部分のことをいいます。契約時の定額部分の積立金額は、一時払保険料、積立利率および契約時に選択いただく一時払保険料最低保証割合<sup>\*2</sup>に基づいて計算します。

$$\text{契約時の定額部分の積立金額} = \text{一時払保険料} \times \frac{\text{一時払保険料最低保証割合}}{(1 + \text{契約日の積立利率}) \times \text{積立利率適用期間}}$$

変額部分は、特別勘定で運用します。契約時の変額部分の積立金額は、一時払保険料から定額部分の積立金額を引いて計算します。

$$\text{契約時の変額部分の積立金額} = \text{一時払保険料} - \text{契約時の定額部分の積立金額}$$

積立金額は、定額部分の積立金額と変額部分の積立金額の合計額になります。

- \*1 契約時に10年または15年のいずれかを選択いただきます。ただし、「ターゲットタイプ」で一時払保険料最低保証割合110%または「定期引出タイプ」は15年のみです。契約後に積立利率適用期間を変更することはできません。
- \*2 契約時に「ターゲットタイプ」は100%または110%のいずれかを選択いただきます。「定期引出タイプ」は105%のみです。



**最初の積立利率適用期間満了日における積立金額は、契約時に選択された一時払保険料最低保証割合に基づき、契約通貨建てで最低保証されます。そのため、円に換算した場合、為替レートによってはお払い込みいただいた金額の円換算額を下回り、元本割れする可能性があります。**

- 積立利率は定額部分の積立金に付利する利率のことで、マニユライフ生命の定める所定の指標金利に基づき、原則として毎月2回(1日と16日)設定され、契約日および積立利率更改日における積立利率がその積立利率の積立利率適用期間にわたって適用されます。契約通貨および積立利率適用期間により、設定される積立利率は異なります。  
※積立利率は、年0.05%が最低保証されます。

- 積立利率は、死亡保険金の最低保証のための費用および保険契約の締結・維持に必要な費用である定額部分の保険関係費を、あらかじめ差し引いて設定されます。



積立利率は、一時払保険料に対する実質的な利回りではありません。  
 積立利率とは、一時払保険料を変額部分の積立金と定額部分の積立金に分けたうちの、定額部分の積立金に適用される利率をいいます。定額部分の積立金が積立利率で運用されます。また、積立利率は積立利率適用期間が満了するたびに更改されます。したがって、積立利率は一時払保険料に対する実質的な利回りではありません。



この保険にはリスクがあります

■運用のリスクについて

●この保険は、特別勘定の運用実績によって変額部分の積立金額および解約返戻金額等が変動(増減)します。特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあるため、**株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。** その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者が負います。なお、この保険の特別勘定は指数連動債券に投資するため、指数連動債券の発行体および保証会社の信用リスクは、契約者が負います。

■解約のリスクについて

●この保険の定額部分は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの解約には解約控除がかかります。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

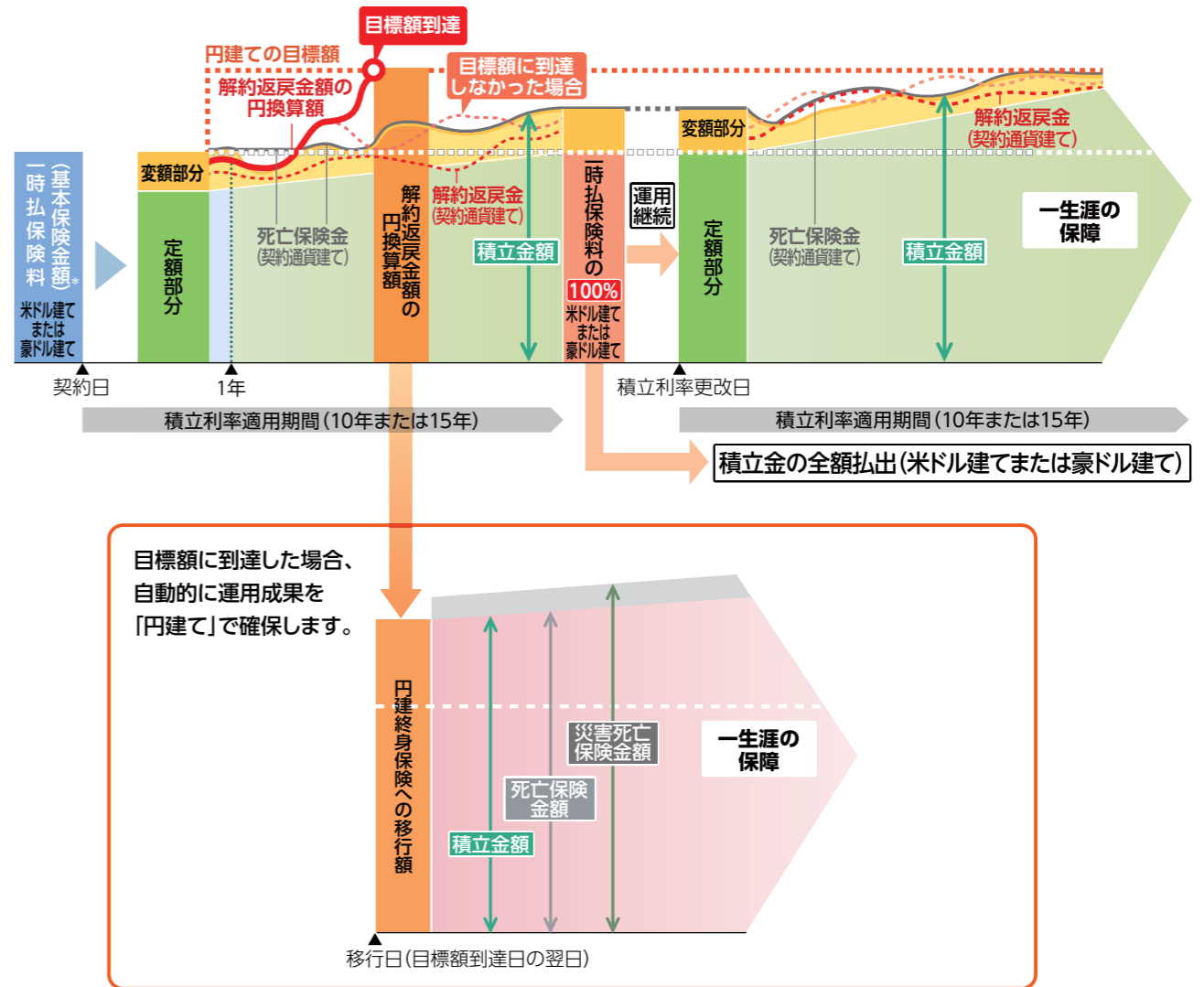
■為替リスクについて

●この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と死亡保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**死亡保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。** 為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。

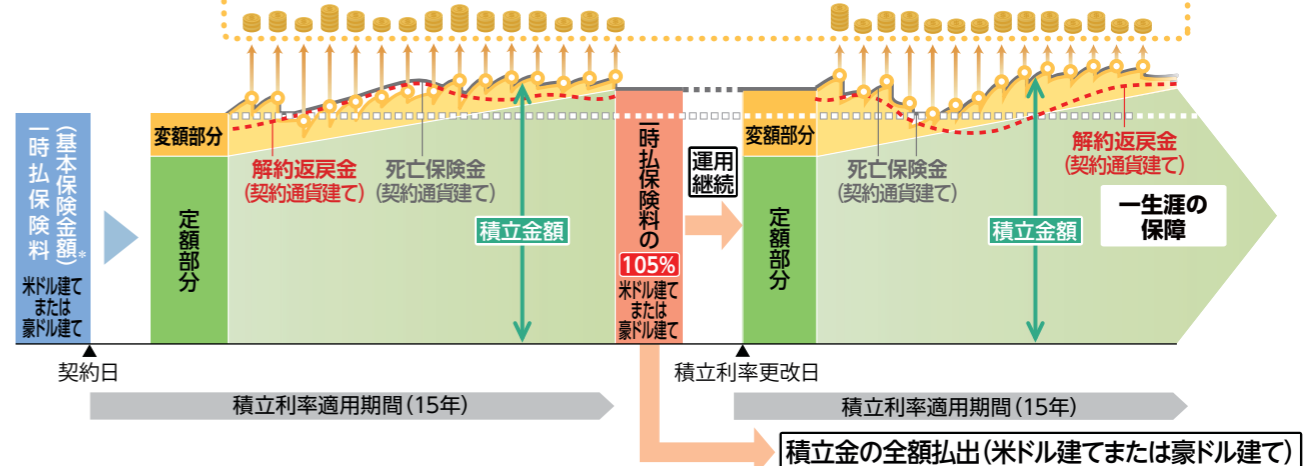


【イメージ図】

「ターゲットタイプ」(一時払保険料最低保証割合100%を選択した場合)



「定期引出タイプ」



\*基本保険金額は、死亡保険金をお支払いする際に基準となる金額のことで、一時払保険料と同額になります。

### 3 付加いただける主な特約

※くわしくは、「[ご契約のしおり/約款](#)」をご確認ください。

#### 保険料の払込通貨に関する特約

- 保険料米ドル入金特約B型
- 保険料ユーロ入金特約B型
- 保険料豪ドル入金特約B型
- 保険料ニュージーランドドル入金特約B型

保険料を契約通貨と異なる通貨(米ドル・ユーロ・豪ドル・ニュージーランドドル)でお払い込みいただける特約です。

この場合、契約通貨と異なる通貨でお払い込みいただいた保険料相当額を下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて契約通貨建ての保険料を計算します(くわしくは、[P.27](#)～[P.29](#)「この保険にかかる費用は次の通りです」(注意喚起情報)をご覧ください)。

※これらの特約を重複して付加することはできません。

対象	換算基準日
保険料	マニライフ生命が契約通貨と異なる通貨での保険料相当額を受領する日

※契約通貨と異なる通貨での保険料相当額を契約通貨建ての保険料に計算する為替レートは、営業日毎に変動します。換算基準日の為替レートが適用されますので、[換算基準日当日中にマニライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、送金してください。](#)

#### 目標到達時円建終身保険移行特約

解約返戻金額を円に換算した金額が、あらかじめ設定された目標額に到達した場合に、円建終身保険へ自動的に移行する特約です。

- 目標額は、契約者に選択いただく110%・120%・130%・140%・150%・200%のいずれかの目標値を下表の円換算一時払保険料に乗じた金額となります。

保険料の払込通貨	円換算一時払保険料	
米ドル・ユーロ・豪ドル・ニュージーランドドル	保険料の払込通貨と契約通貨が同じ場合	一時払保険料をマニライフ生命が受領した日におけるマニライフ生命の定める為替レート*1を用いて円換算した金額
	保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合	保険料の払込通貨による払込額をマニライフ生命が受領した日におけるマニライフ生命の定める為替レート*1を用いて円換算した金額

\*1 目標額を設定する際の円換算一時払保険料を計算するために用いる為替レートは、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)となります。

次のページへ続く

- 円建終身保険への移行日前は、契約者の申し出により、目標値を変更することにより目標額を変更することができます。ただし、この特約のみを解約することはできません。

※変更する目標額は、変更時の解約返戻金額を円に換算した金額より大きい金額とします。

- 契約日の1年経過後の契約応当日よりマニライフ生命が指定する金融機関の営業日において、解約返戻金額をその日のマニライフ生命の定める為替レート\*2により円に換算した金額が目標額以上となった場合には、その翌日を移行日として、円建終身保険に移行します。円建終身保険へ移行後は、外貨でのお取り扱いはしません。

\*2 目標額への到達を判定する際の解約返戻金額の円換算額を計算するために用いる為替レートは、契約通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM) - 50銭となります(くわしくは、[P.27](#)～[P.29](#)「この保険にかかる費用は次の通りです」(注意喚起情報)をご覧ください)。

- 円建終身保険の積立金は、移行日以後、マニライフ生命の定める利率(契約日および積立利率更改日に設定されている積立利率とは異なります)による利息をつけて積み立てます。

※「目標到達時円建終身保険移行特約」と「変額部分積立金定期引出特約」を重複して付加いただくことはできません。

#### 変額部分積立金定期引出特約

契約日の1年経過後以降の毎年の年単位の契約応当日(定期引出金支払日)に被保険者が生存している場合、変額部分の積立金の一部を契約通貨建ての定期引出金として、契約者にお支払いする特約です。

- 定期引出金は、次の算式により計算します。

$$\text{定期引出金額} = \frac{\text{定期引出金支払日前日の変額部分の積立金額}}{(\text{定期引出金支払日から積立利率適用期間満了日までの年数} + 1)}$$

- 定期引出金をお支払いした場合でも、基本保険金額は減りません。

- 「変額部分積立金定期引出特約」が付加されたご契約には、「積立利率更改時積立金額再配分特約」があらかじめ付加されています。

※この特約のみを解約することはできません。

※「目標到達時円建終身保険移行特約」と「変額部分積立金定期引出特約」を重複して付加いただくことはできません。



投資環境により、定期引出金は大きく変動(増減)するため、運用実績によっては、定期引出金が受け取れないこともあります。変額部分の積立金がなくなった場合、当該積立利率適用期間満了日まで定期引出金はありません。

### 積立利率更改時積立金額再配分特約

積立利率更改日ごとに、その積立利率更改日を含む積立利率適用期間の満了時の定額部分の積立金額が一時払保険料に対して一定割合となるよう、積立金を定額部分の積立金と変額部分の積立金に再配分する特約です。

●積立利率更改日前にマニライフ生命の定める取扱範囲で、次に到来する積立利率適用期間に適用する一時払保険料最低保証割合を契約者に再度選択いただきます。なお、契約時および積立利率更改時に選択いただいた一時払保険料最低保証割合を下回することはできません。

●積立利率更改日始の定額部分および変額部分の積立金額は、次の算式により計算します。

$$\text{積立利率更改日始の定額部分の積立金額} = \text{一時払保険料} \times \frac{\text{一時払保険料最低保証割合}}{(1 + \text{積立利率更改日の積立利率}) \times \text{積立利率適用期間}}$$

$$\text{積立利率更改日始の変額部分の積立金額} = \text{積立利率更改日始の積立金額} - \text{積立利率更改日始の定額部分の積立金額}$$

●積立利率更改日前日の定額部分の積立金額から、積立利率更改日始の定額部分の積立金額を差し引いた金額を、積立利率更改日の前日末に特別勘定に繰り入れます。

※この特約は、「定期引出タイプ」にはあらかじめ付加されています。「ターゲットタイプ」には付加いただくことはできません。

※この特約のみを解約することはできません。

### 円支払特約D型

契約通貨建ての保険金等を下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円でお支払いする特約です。

※円に換算するために用いる為替レートについては、P.27～P.29「この保険にかかる費用は次の通りです」(注意喚起情報)をご覧ください。

●保険金等のご請求の際に、その受取人の申し出により、この特約を付加または解約することができます。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*1
積立金の全額払出*2	積立利率適用期間満了日の翌営業日
死亡保険金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日
変額部分積立金定期引出特約による定期引出金	定期引出金支払日または請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*1の翌営業日のいずれか遅い日

\*1 書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日

\*2 積立利率適用期間の満了日に限り「積立金の全額払出」を行うことができます。くわしくは、P.24～P.25「6.解約返戻金」をご覧ください。

※この特約を付加して契約通貨建ての保険金等を円でお受け取る場合、換算基準日における為替レートにより円に換算した金額が、契約時の為替レートにより一時払保険料を円に換算した金額を下回る場合があります。

### 4 特別勘定

■特別勘定の種類と運用方針および特別勘定への繰り入れ

一時払保険料のうち変額部分に充当する金額を契約日より契約日を含めて8日目末に特別勘定へ繰り入れます。

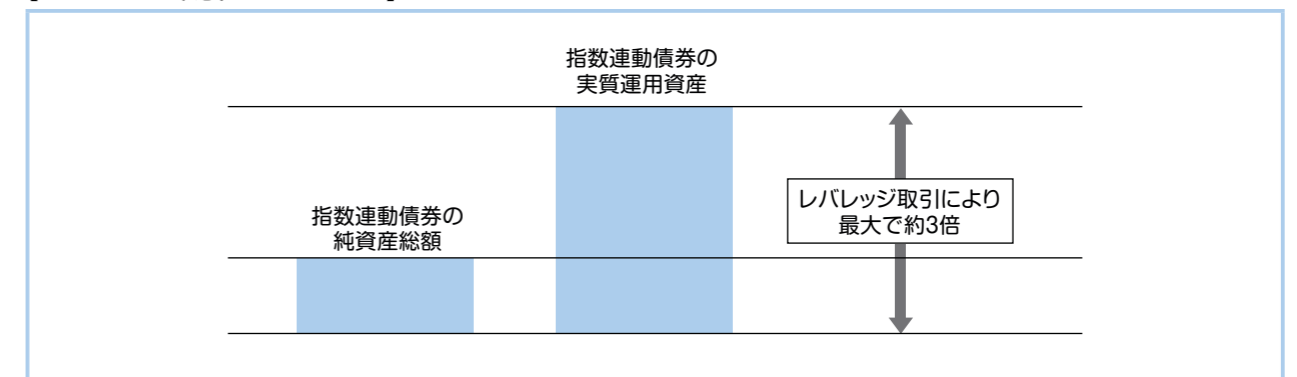
契約通貨	特別勘定名	特別勘定の運用方針	主な投資対象となる指数連動債券
米ドル	世界バランスI型(米ドル)	株式投資の魅力に応じ、「株式」と「資産分散」へ投資配分を切り替えるポートフォリオのリターンとして算出される参照指数に連動する債券に投資し、中長期的に安定的な特別勘定資産の成長を目指します。	ダイナミックベータ戦略連動債券(米ドル) (適格機関投資家専用)
豪ドル	世界バランスI型(豪ドル)		ダイナミックベータ戦略連動債券(豪ドル) (適格機関投資家専用)

※特別勘定の運用方針および主な投資対象となる指数連動債券は、今後変更することがあります。

■主な投資対象となる指数連動債券の発行体は、BNPパリバ・イシュアンスB.V.です。

■主な投資対象となる指数連動債券「ダイナミックベータ戦略連動債券(米ドル)(適格機関投資家専用)」および「ダイナミックベータ戦略連動債券(豪ドル)(適格機関投資家専用)」は、少ない金額で効果的な運用を行うレバレッジ取引を行います。このレバレッジ取引により、収益および損失を最大約3倍にふやす運用を行います。

【レバレッジ取引のイメージ図】



■特別勘定資産の評価方法

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その成果を変額部分の積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は次の通りとします。ただし、この評価方法は、将来変更することがあります。
  - ・有価証券その他公正なる会計慣行で有価証券に準ずる扱いが適当とされる資産は、時価評価します。
  - ・上記以外の資産については、原価法によるものとします。

※為替予約、先物・オプション取引等のデリバティブ取引については、評価差額を損益に計上します。

次のページへ続く

■指数連動債券の発行体・保証会社の信用リスクについて

- 指数連動債券に投資する特別勘定では、指数連動債券の発行体である「BNPパリバ・イシュアンスB.V.」および保証会社である「BNPパリバ」の信用リスクを契約者が負います。
- ドイツ等の国債を担保とすることで当該信用リスクの低減を図りますが、発行体等に債務不履行等の信用事由が生じた場合には、担保資産の処分により資産の保全が図られる予定です。ただし、担保資産の処分価格は当該時点における国債の信用状況等を反映して下落することがあり、発行体等に信用事由が発生しなかった場合の指数連動債券の価値を下回ることがあります。この場合、当該不足額が発生するリスクは契約者が負います。

この「契約概要」に記載の資産運用に関する事項は概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については、「特別勘定のしおり」に記載していますのでご確認ください。

5 保障内容

- 被保険者が責任開始期以後に次の支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の基本保険金額、積立金額または解約返戻金額のいずれか大きい額	死亡保険金受取人



**契約通貨建ての死亡保険金を円に換算した場合、為替レートによってはお払い込みいただいた金額の円換算額を下回り、元本割れする可能性があります。**  
 ※P.21「3.付加いただける主な特約」の「円支払特約D型」をあわせてご確認ください。

- 「ターゲットタイプ」で、被保険者が円建終身保険への移行後に次の支払事由に該当された場合、保険金をお支払いします。

名称	支払事由	支払金額	受取人
死亡保険金	死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の積立金額	死亡保険金受取人
災害死亡保険金	不慮の事故*を直接の原因としてその事故の日を含めて180日以内に死亡されたとき、または感染症*により死亡されたとき	被保険者が支払事由に該当した日の積立金の1.1倍相当額	

\*くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご確認ください。  
 ※死亡保険金と災害死亡保険金は、重複してお支払いしません。  
 ※支払事由に該当し、死亡保険金または災害死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。  
 ※保険金をお支払いできない場合については、P.32「5.保険金をお支払いできない場合」(注意喚起情報)および「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

6 解約返戻金

- 契約者は、いつでも将来に向かってご契約を解約することができます。その場合には、解約返戻金をお支払いします。ただし、解約した場合、ご契約は消滅します。

- 解約返戻金額は、解約計算基準日(マニユライフ生命が解約の請求書類を受け付けた日<sup>\*1</sup>)における積立金額、市場価格調整率および解約控除額に基づいて計算します。

\*1 書類の提出以外の方法(マニユライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニユライフ生命が受け付けた日

$$\begin{aligned} \text{解約返戻金額} &= \text{定額部分の積立金額} \times \text{市場価格調整率} + \text{変額部分の積立金額} - \text{解約控除額} \\ \text{解約控除額} &= \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率} \end{aligned}$$

- 変額部分の積立金額は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。

市場価格調整率

運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させるために用いるもので、経過年数や市場金利により変動します。市場価格調整率に上限、下限はありません。

$$\text{市場価格調整率} = \left( \frac{1 + \text{適用される積立利率}^{*2}}{1 + \text{解約計算基準日の積立利率}^{*3} + 0.4\%} \right)^{\frac{\text{残存月数}^{*4}}{12}}$$

- \*2 契約日または積立利率更改日の積立利率となります。
- \*3 解約計算基準日を契約日として、このご契約と同一の新たなご契約を締結すると仮定した場合に、その新たなご契約の契約日に適用される積立利率を指します。
- \*4 残存月数は、解約計算基準日からその日を含めて次に到来する積立利率更改日の前日までの月数(月数未満切り上げ)となります。

解約控除

解約時に、積立利率適用期間および契約日からの経過年数に応じて、基本保険金額に下表の解約控除率を乗じた解約控除がかかります。

〈積立利率適用期間10年の場合〉

契約日からの経過年数	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内
解約控除率	10.0%	9.0%	8.0%	7.0%	6.0%	5.0%	4.0%	3.0%

契約日からの経過年数	8年超 9年以内	9年超 10年以内	10年超
解約控除率	2.0%	1.0%	0.0%

〈積立利率適用期間15年の場合〉

契約日からの経過年数	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 6年以内	6年超 7年以内	7年超 8年以内
解約控除率	10.0%	9.3%	8.7%	8.0%	7.3%	6.7%	6.0%	5.3%

契約日からの経過年数	8年超 9年以内	9年超 10年以内	10年超 11年以内	11年超 12年以内	12年超 13年以内	13年超 14年以内	14年超 15年以内	15年超
解約控除率	4.7%	4.0%	3.3%	2.7%	2.0%	1.3%	0.7%	0.0%

次のページへ続く



解約返戻金額は、市場価格調整率および運用実績に応じて毎日変動(増減)します。また、定額部分の積立金額に市場価格調整率を乗じた金額および変額部分の積立金額から、契約日からの経過年数等に応じた解約控除額が差し引かれます。したがって、**解約返戻金に最低保証はありませんので、一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

- 円建終身保険へ移行後にご契約を解約した場合、解約計算基準日の積立金額をお支払いします。解約返戻金には市場価格調整は適用されません。また、解約控除のご負担はありません。なお、解約した場合、ご契約は消滅します。

## 積立金の全額払出

- 積立利率適用期間の満了日に限り、積立金の全額払出を行うことができます。この場合、市場価格調整は適用されません。また、解約控除のご負担はありません。なお、積立金の全額払出を行った場合、ご契約は消滅します。
- 積立金の全額払出をする場合の支払額は、積立利率適用期間満了日の積立金額となります。

※積立金の全額払出を行うときは、積立利率適用期間の満了日の前日までに、マニユライフ生命に請求書類を提出してください。

※**解約返戻金額、積立金の全額払出の試算額等は、最新の「設計書」をご確認ください。**

## 7 引き受け条件

タイプ	ターゲットタイプ		定期引出タイプ	
一時払保険料最低保証割合	100%	110%	105%	
積立利率適用期間	10年または15年	15年	15年	
被保険者の契約年齢	15歳～80歳	15歳～87歳	15歳～75歳	
最低保険料	米ドル		豪ドル	
	20,000米ドル		20,000豪ドル	
最高保険料	5億円相当額* *マニユライフ生命の定める為替レートで基本保険金額(一時払保険料)を円に換算し、5億円を超えることはできません。			
保険料の払込通貨の取扱単位	米ドル	ユーロ	豪ドル	ニュージーランドドル
	100米ドル	100ユーロ	100豪ドル	100ニュージーランドドル
	※保険料の払込通貨が契約通貨と異なる場合、契約通貨の一時払保険料の取扱単位は米ドルのときが1米ドル、豪ドルのときが1豪ドルとなります。			
保険料の払込方法	一時払のみ ※マニユライフ生命が指定する金融機関の口座への送金に限定しています。			
保険期間	終身			

- ご契約の具体的な内容については、「契約申込書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「契約申込書(情報端末を利用したお申し込みの場合は、お手続き画面)」にて契約内容を必ずご確認ください。
- お申し込みから契約日までの間に積立利率が変更になった場合、変更後の積立利率が適用されます。**15日・月末近くにお申し込みの場合は十分にご注意ください。**
- 金融情勢等の影響により、契約通貨等によってはお取り扱いを見合わせる場合があります。

## 8 契約者配当金

この保険には、契約者配当金はありません。

## 9 諸費用

この保険にかかる費用は、保険関係費(定額部分の保険関係費および変額部分の保険関係費)および運用関係費の合計額となります。そのほか、解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの解約には解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

※くわしくは、**P.27 ~ P.29 「この保険にかかる費用は次の通りです」(注意喚起情報)**をご覧ください。

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。

「注意喚起情報」のほか、支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項については「ご契約のしおり/約款」に記載していますのでご確認ください。

### この保険にかかる費用は次の通りです

この保険にかかる費用は、保険関係費(定額部分の保険関係費および変額部分の保険関係費)および運用関係費の合計額になります。そのほか、解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの解約には解約控除がかかります。また、外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用がかかる場合があります。

#### ●積立利率適用期間中にご負担いただく費用(保険関係費および運用関係費)

- 定額部分の保険関係費とは、死亡保険金の最低保証のための費用および保険契約の締結・維持に必要な費用です。積立利率を決定する際に定額部分の保険関係費をあらかじめ差し引きます。

- 変額部分における費用

項目	費用	時期
<b>変額部分の保険関係費</b> [ 死亡保険金の最低保証のための費用、保険契約の締結・維持に必要な費用 ]	特別勘定の資産総額に対して年率 <b>1.85%</b>	左記の年率の1/365を乗じた金額を毎日変額部分の積立金から控除します。
<b>運用関係費</b> [ 特別勘定の運用にかかわる費用 ]	特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額に対して(管理費用*)年率 <b>0.20%</b>	

\* 上記の管理費用以外に、金融派生商品の取引にかかる費用がかかります。金融派生商品の取引にかかる費用の内訳は、レバレッジ取引にかかる費用(特別勘定の投資対象となる指数連動債券の純資産総額を最大約3倍にふやした実質運用資産に対して年率1.40%以内)および参照指数の構成要素に配分する際に必要となる取引費用等(実質的に有価証券等を売買・保有することに伴う費用)となります。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、債券の価格に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。

※運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。

次のページへ続く

#### ●解約時にご負担いただく費用

- 解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの場合、解約時に以下の解約控除をご負担いただきます。

項目	費用	時期
解約控除	この保険の基本保険金額に対して、積立利率適用期間および契約日からの経過年数に応じて、 <b>10.0%~0.7%</b>	解約計算基準日における、定額部分の積立金額に市場価格調整率を乗じた金額と変額部分の積立金額を合計した金額から控除します。

※くわしくは、P.24~P.25「6. 解約返戻金」(契約概要)および「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

※円建終身保険への移行が行われる場合の解約返戻金額の計算の際、解約控除をご負担いただきます。

※円建終身保険への移行後の解約時に解約控除のご負担はありません。

#### ●外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用

- 円を外貨に交換し、一時払保険料を払い込む場合、対顧客電信売相場(TTS)と対顧客電信売買相場の仲値(TTM)の差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 死亡保険金等を外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
- 次の①の場合、保険料の払込通貨を下表の為替レートを用いて契約通貨に変更しますので費用が発生します。なお、保険料の払込通貨の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。また、②から⑤までの場合、下表の為替レートと対顧客電信売買相場の仲値(TTM)との差額は、為替手数料として通貨交換時にご負担いただきます。

- ①「保険料米ドル入金特約B型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただく場合
- ②「円支払特約D型」を付加し、死亡保険金等を円でお支払いする場合
- ③「変額部分積立金定期引出特約」および「円支払特約D型」を付加し、定期引出金を円でお支払いする場合
- ④「円支払特約D型」を付加し、解約返戻金を円でお支払いする場合
- ⑤「目標到達時円建終身保険移行特約」を付加し、円建終身保険への移行に際して、解約返戻金額を円に換算する場合

次のページへ続く

項目	契約通貨	
	米ドル	豪ドル
① 「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート	(契約通貨のTTM) ÷ (保険料の払込通貨のTTM-50銭)	
② 「円支払特約D型」の為替レート	契約通貨のTTM-1銭	契約通貨のTTM-3銭
③	契約通貨のTTM-50銭	
④	契約通貨のTTM-50銭	
⑤ 「目標到達時円建終身保険移行特約」の為替レート	契約通貨のTTM-50銭	

※2019年5月現在。外貨のお取り扱いによりご負担いただく費用は、将来変更されることがあります。



**この保険にはリスクがあります**

**■運用のリスクについて**

●この保険は、特別勘定の運用実績によって変額部分の積立金額および解約返戻金額等が変動(増減)します。特別勘定での資産運用には、価格変動リスク・金利変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・カントリーリスク等の投資リスクがあるため、**株価や債券価格の下落、為替の変動等により、積立金額および解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**その有価証券の価格や為替の変動等に伴うリスクは、契約者が負います。なお、この保険の特別勘定は指数連動債券に投資するため、指数連動債券の発行体および保証会社の信用リスクは、契約者が負います。

**■解約のリスクについて**

●この保険の定額部分は、市場金利に応じた運用資産(債券等)の価格変動を解約返戻金額に反映させます(市場価格調整)。また、解約計算基準日が契約日から最初の積立利率適用期間の満了日までの解約には解約控除がかかります。したがって、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

**■為替リスクについて**

●この保険は外貨で運用するため、保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、保険料の払込通貨と死亡保険金等をお支払いする通貨が異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、**死亡保険金等を保険料の払込通貨で換算した場合の金額が契約時にお払い込みいただいた金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**為替相場の変動に伴うリスクは、契約者または受取人が負います。なお、為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。





## 1 この商品は生命保険です

- この商品はマニライフ生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、預金保険制度の対象ではありません。

## 2 クーリング・オフ制度

ご契約のお申し込みの撤回やご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- 申込者または契約者は、「申込書を記入していただいた日<sup>\*</sup>」または「一時払保険料相当額をお払い込みいただいた日」のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によるお申し出によりお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。これを「クーリング・オフ制度」といい、この場合にはお払い込みいただいた金額をお返しします。

<sup>\*</sup>情報端末を利用したお申し込みの場合は、「情報端末によりお申込手続きをいただいた日」をいいます。

※くわしくは、「ご契約のしおり/約款」をご覧ください。

## 3 告知

- ご契約の締結に際しては、契約者および被保険者に対し、告知を求めません。
- マニライフ生命の職員またはマニライフ生命で委任した者が、死亡保険金等のご請求の際に保険契約のお申し込み内容またはご請求内容等についてご確認にお伺いすることがあります。

## 4 保障の開始(責任開始期)

保障の責任は、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した時から開始します。

- お申し込みいただいたご契約をマニライフ生命が承諾した場合には、一時払保険料相当額のお払い込みが完了した時(責任開始期)から、マニライフ生命は契約上の責任を開始します。この保険では、その日を契約日とします。
- 三菱UFJ銀行の担当者(保険販売資格をもつ募集人)は、お客さまとマニライフ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してマニライフ生命が承諾したときに有効に成立します。

## 5 保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

- 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等
- 保険契約の締結に際して詐欺の行為があつてご契約が取り消しとなった場合
- 保険金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 保険金の免責事由に該当した場合

例 責任開始日からその日を含めて3年以内における被保険者の自殺、死亡保険金受取人等の故意による支払事由該当等

## 6 解約返戻金

- 解約に関するくわしい内容については、P.24 ~ P.25 「6. 解約返戻金」(契約概要)に記載していますのでご覧ください。

## 7 新たなご契約へ乗り換える場合

現在のご契約を解約・減額することを前提に新たなご契約のお申し込みを行った場合、不利益となる事項があります。

- 現在のご契約を解約するときは、一般的に次の点について不利益となります。
  - お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なります。多くの場合、解約返戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あつてもごくわずかです。
  - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
  - 新たなご契約については、責任開始日からその日を含めて3年以内の自殺の場合、責任開始期前の発病の場合等には、保険金・給付金等が支払われないことがあります。

## 8 保険料を外貨で払い込む場合のご留意事項

- 保険料の払込通貨に関する特約のいずれかを付加し、保険料を契約通貨と異なる通貨でお払い込みいただく場合、以下の点にご注意ください。
  - お払い込みいただく保険料相当額を契約通貨建ての保険料に換算する為替レートは、マニライフ生命所定の為替レートです。当レートは営業日毎に変動します。
  - 適用される為替レートは、お払い込みいただく保険料相当額をマニライフ生命が受領する日の為替レートとなりますので、換算基準日当日中にマニライフ生命に着金するよう金融機関にてご確認のうえ、送金してください。
- 保険料(保険料の払込通貨に関する特約のいずれかを付加した場合は、保険料相当額)を外貨でお払い込みいただいた場合または募集代理店等で外貨を購入し当該通貨でお払い込みいただいた場合で、クーリング・オフされたときまたはご契約を引き受けできなかったときは、お払い込みいただいた金額をお払い込みいただいた通貨でお返しします。その場合、以下の点にご注意ください。
  - 外貨でお受け取りの際には、金融機関により手数料(リフティングチャージ等)をご負担いただく場合があります(くわしくは取扱金融機関にご確認ください)。
  - **お返しした外貨を円に換算した場合(お返しした外貨を円口座で受け取る場合を含みます)、為替相場の変動による影響を受け、為替差損が生じるおそれがあります。**

## 9 特別勘定群

- 通貨選択型変額終身保険(積立利率更改型定額部分付)では、1または2以上の特別勘定をグループ化した特別勘定群を販売窓口ごとに設定することがあります。
- 契約者は、お申し込みの際に当窓口の特別勘定群を指定するものとします。一時払保険料のうち変額部分に充当する金額の繰り入れは、契約者が指定した特別勘定群の特別勘定に限られます。
- 当窓口以外の特別勘定群および特別勘定に関しては、マニライフ生命投資型商品カスタマーセンターにお問い合わせください。



**マニライフ生命  
投資型商品カスタマーセンター** TEL.0120-925-008  
お問い合わせ時間 月～金曜日 9時～17時  
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

- 各特別勘定に関するくわしい内容(特別勘定の種類、運用方針等)については、「**特別勘定のしおり**」に記載していますのでご確認ください。

## 10 税務のお取り扱い

### 税務上の換算レート

- この保険は、日本国内においてご契約される生命保険契約であることから、税務上のお取り扱いについては、日本国内で販売されている円建ての生命保険と同様となります。この場合、下表の基準により契約通貨を円に換算したうえで、円建ての生命保険と同様にお取り扱いします。

対象	税務区分	換算基準日	換算時の為替レート*1
一時払保険料*2	—	保険料受領日	TTM
解約返戻金	所得税(一時所得)	解約計算基準日	TTM
積立金の全額払出	所得税(一時所得)	積立利率適用期間の満了日	TTM
死亡保険金	所得税(一時所得)	被保険者が死亡された日	TTM
	相続税・贈与税		TTB
定期引出金	所得税(雑所得)	定期引出金支払日	TTM

- \*1 TTMとは対顧客電信売相場の中値、TTBとは対顧客電信買相場のことをいいます。
- \*2 「保険料米ドル入金特約B型」等を付加し、一時払保険料を契約通貨と異なる外貨でお払い込みいただいた場合、一時払保険料は、そのお払い込みいただいた金額を保険料受領日におけるTTMを用いて円に換算した金額が基準となります。
- 「円支払特約D型」を付加した場合、解約返戻金および死亡保険金等は下表の換算基準日におけるマニライフ生命の定める為替レートを用いて円に換算した金額が基準となります。

対象	換算基準日
解約返戻金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*3
積立金の全額払出	積立利率適用期間満了日の翌営業日
死亡保険金	請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*3の翌営業日
定期引出金	定期引出金支払日または請求書類をマニライフ生命の本社が受け付けた日*3の翌営業日のいずれか遅い日

- \*3 書類の提出以外の方法(マニライフ生命の定める方法に限ります)により請求を行った場合は、請求をマニライフ生命が受け付けた日

### 契約時

- お払い込みいただいた一時払保険料は、お払い込みいただいた年の生命保険料控除の対象となります。他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。
- ※一時払のため、契約初年度のみの適用となります。

### 解約時および積立金の全額払出時(差益がある場合)

- 所得税(一時所得) + 住民税

## 死亡保険金受取時

契約者	被保険者	死亡保険金受取人	課税の種類
本人	本人	配偶者(子)	相続税
本人	配偶者	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者	子	贈与税

### 【ご参考】一時所得について

他の一時所得と合算して年間50万円までは特別控除により非課税扱になります。50万円を超える部分についてはその2分の1の金額が他の所得と合算して総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{収入} - \text{必要経費} (\text{一時払保険料等}) - \text{特別控除} (50\text{万円}) \} \times 1/2$$

## 定期引出金受取時

### ●所得税(雑所得) + 住民税

定期引出金の額は生命保険契約に基づく給付であるため、終身年金として所得税法の規定が適用されます。したがって、毎年支払われる定期引出金額から必要経費<sup>\*1</sup>を差し引いた金額が所得税(雑所得)の課税対象となります。

\*1 必要経費は、以下の通り計算されます。

$$\text{必要経費} = \frac{\text{その年に支払を受ける定期引出金額}^{*2}}{\left[ \frac{\text{一時払保険料}^{*3}}{\text{第1回の定期引出金額}^{*2} \times \text{被保険者の余命年数}^{*4} + \text{死亡保険金額}^{*2*5}} \right]} \times \text{定期引出金額}^{*2}$$

\*2 「円支払特約D型」を付加しない場合は、契約通貨のTTMで円換算した金額

\*3 保険料領収日のTTMで円換算した金額

\*4 第1回の定期引出金支払日における被保険者の余命年数(所得税法施行令第82条の3別表)

\*5 第1回の定期引出金支払日における死亡保険金額

※小数第3位以下を切り上げ

**税務上のお取り扱いについては、2019年1月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。なお、源泉徴収税が発生する場合、所得税に復興特別所得税が併せて徴収されます。個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。**

## 11 戦争その他の変乱等の突発的な異常事態が発生した場合

●戦争その他の変乱等の突発的な異常事態によって特別勘定資産の正常な評価ができない期間(取引停止期間)中は、一部のお手続きについて、延期または停止等を行うことがあります。

※くわしくは、「[ご契約のしおり/約款](#)」をご覧ください。

## 12 信用リスクと生命保険契約者保護機構

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

●マニライフ生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。**生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者の保護が図られることがありますが、この場合にも、契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。**

生命保険契約者保護機構の詳細に関する照会は、  
生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

**生命保険契約者保護機構 TEL. 03-3286-2820**

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時  
ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>

## 13 保険金のお支払いに関する手続き等

●お客さまからのご請求に応じて、保険金のお支払いを行う必要がありますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに[マニライフ生命投資型商品カスタマーセンター](#)にご連絡ください。

●支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「[ご契約のしおり/約款](#)」、[マニライフ生命ホームページ](#)に記載していますので、あわせてご確認ください。

●マニライフ生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者のご住所等を変更された場合には、[マニライフ生命投資型商品カスタマーセンター](#)に必ずご連絡ください。

●保険金の支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、複数の保険金、給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には[マニライフ生命投資型商品カスタマーセンター](#)にご連絡ください。

※くわしくは、「[ご契約のしおり/約款](#)」をご覧ください。

## 14 各種手続きやご契約に関するお問い合わせ窓口

生命保険のお手続きおよびご契約に関するご相談・苦情につきましては下記までご連絡ください。



**マニライフ生命  
投資型商品カスタマーセンター** TEL.0120-925-008

お問い合わせ時間 月～金曜日 9:00～17:00  
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

※なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## アフターサービス



お電話で

マニライフ生命投資型商品カスタマーセンター

**0120-925-008** 月～金曜日 9:00～17:00  
(祝日および12月31日～1月3日は休業とさせていただきます)

- 積立利率、「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート、「円支払特約D型」の為替レート
- 契約内容のご照会、ご変更
- 各種お手続きのご案内 ●各種お手続き書類のご請求 等



インターネットで

マニライフ生命のホームページ

**www.manulife.co.jp**

- 積立利率等の利率、「保険料米ドル入金特約B型」等の為替レート、「円支払特約D型」の為替レート 等
- 住所変更のお手続き、改姓や控除証明書再発行等に必要書類のご請求
- 死亡保険金ご請求のための請求書類のダウンロード、または郵送のお申し込み 等



郵便で

各種レポートを契約者に郵送

**運用レポート**

- 「四半期運用実績のお知らせ」(年4回:3月・6月・9月・12月末の情報)
- 「クォーターリーパフォーマンスレポート」(年4回:3月・6月・9月・12月末の情報)
- 「(特別勘定)決算のお知らせ」(年1回:3月末の情報)